

○神奈川県川崎競馬組合個人情報保護審査会規則

(平成15年 5月15日規則第5号)

改正 (平成28年 8月17日規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例（平成15年神奈川県川崎競馬組合条例第2号）第40条の規定により設置された神奈川県川崎競馬組合個人情報保護審査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県川崎競馬組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、神奈川県川崎競馬組合個人保護条例（以下「条例」という。）第37条の2に規定する不開示等の決定又は不作為（以下「不開示等の決定又は不作為」という。）に係る審査請求及び条例第40条第2項の規定による個人情報保護に関する重要な事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の保護に関する制度及び地方競馬に関し学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

(会長)

第4条 審査会に会長1人を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、会長を含む過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときの第2項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理し、又は会長の職務を行う委員は、会長とみなす。

(審査会への諮問)

第6条 条例第38条第2項に規定する管理者が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求に係る請求書の写し
- (3) 前号の請求に対する決定に係る通知書の写し（不作為に係る審査請求である場合を除く。）
- (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の写し（反論書を提出すべき相当の期間内に反論書の提出があった場合に限る。）
- (5) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の写し（意見書を提出すべき相当の期間内に意見書の提出があった場合に限る。）

(委員の除斥)

第7条 諮問を受けた事案について特別の利害関係を有する委員は、審査会において決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、不開示等の決定又は不作為に係る文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(諮問をした実施機関の申出)

第9条 諮問をした実施機関は、不開示等の決定又は不作為に係る行政文書に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、理由を付してその旨を申し出ることができる。

(提出資料等の閲覧等)

第10条 条例第43条第2項の規定による閲覧の請求は、個人情報保護審査会提出資料等閲覧請求書（別記様式）により行わなければならない。

- 2 審査会は、前項の個人情報保護審査会提出資料等閲覧請求書が提出されたときは、速やかに、当該請求に対する諾否を決定し、その旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(会議の非公開)

第11条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人その他の関係者に送付するものとする。

(委員でない者の出席)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

